

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名 東洋鍼灸専門学校	設置認可年月日 昭和53年4月12日	校長名 大浦 宏勝	所在地 〒 169-0073 (住所) 東京都新宿区百人町1-4-4 (電話) 03-3209-5436																																
設置者名 学校法人素靈学園	設立認可年月日 昭和60年11月11日	代表者名 毛塚 光代	所在地 〒 169-0073 (住所) 東京都新宿区百人町1-4-4 (電話) 03-3209-5436																																
分野 医療	認定課程名 医療専門課程	認定学科名 鍼灸科	専門士認定年度 平成13(2001)年度	高度専門士認定年度 平成27(2015)年度	職業実践専門課程認定年度 平成27(2015)年度																														
学科の目的	本学科は、はり師、きゅう師を希望する者に対し、必要な学科実技を授け、国民保健衛生に寄与するとともに、国家社会に有為な人材を育成することを目的とする。																																		
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	長い歴史と伝統により培われ発展した様々な鍼灸医学を学ぶ。幅広い知識と技術を身につけ、臨床家としての心構えを学んでいく。はり師、きゅう師を取得する学科である。																																		
修業年限 3年	昼夜 夜間	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 ※単位時間、単位いずれかに記入	講義 2,660 単位時間	演習 1,680 単位時間	実習 0 単位時間	実験 180 単位時間	実技 0 単位時間																												
生徒総定員 90人	生徒実員(A) 72人	留学生数(生徒実員の内数)(B) 0人	留学生割合(B/A) 0%	中退率 2%																															
就職等の状況	<p>■卒業者数(C) : 18 人</p> <p>■就職希望者数(D) : 14 人</p> <p>■就職者数(E) : 10 人</p> <p>■地元就職者数(F) : 10 人</p> <p>■就職率(E/D) : 71 %</p> <p>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 100 %</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 56 %</p> <p>■進学者数 : 1 人</p> <p>■その他</p> <p>開業 3人</p> <p>(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等</p> <p>(令和5年度卒業生) 医療業界 ウエルシア、木更津杏林堂</p>																																		
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体 : 受審年月 : 評価結果を掲載したホームページURL</p>																																		
当該学科のホームページURL	https://www.toyoshinkyu.ac.jp/subject/acupuncture/																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A : 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,660 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>200 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>2,660 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>200 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> <p>(B : 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr> </table>							総授業時数	2,660 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	2,660 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総単位数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位
総授業時数	2,660 単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																		
うち必修授業時数	2,660 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																		
総単位数	単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																																		
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																																		
うち必修単位数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>13 人</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>計</td><td>13 人</td></tr> <tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>11 人</td></tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	13 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	13 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	11 人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	13 人																																		
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人																																		
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																		
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																		
計	13 人																																		
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	11 人																																		

1 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

実践的な職業教育の質を高めるために、教育課程編成委員会を設定している。この委員会は、企業等からの委員、および校内委員などで構成されている。授業科目開設や授業内容、授業方法の改善・工夫について、年に2回以上の会議を行なうながら指導を受けている。このことを、現場で必要とされるのと同じレベルの授業を提供できるような教育課程の編成に活かしている。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

カリキュラム委員会で作成した案を教育課程編成委員会の意見を聞き、運営会議を経て、理事会で決定する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年9月30日現在

名前	所属	任期	種別
高田 常雄	公益社団法人東京都鍼灸師会 名誉会長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
井上 良太	(有)日本トレーナー協会小守スポーツマッサージ療院 代表取締役	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
斎藤 正勝	孔鍼閣鍼灸院 院長／青鳳会 会長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	②
橋本 慎一	天佑堂橋本鍼灸院 院長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
松本 正行	正心堂はり灸院 院長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
金子 太也	株式会社鍼灸小田原治療室 副室長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
大浦 宏勝	東洋鍼灸専門学校 校長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
関野 佳久	東洋鍼灸専門学校 副校長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (4月、9月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年4月18日 14:00～15:00

第2回 令和6年9月19日 14:00～15:00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・卒業後現場で即戦力となるような臨床力を高めるためのカリキュラムを作成する。

・臨床実習外部委託についての提言を受けた。

・「はりきゅう実技」における実技レベルについて講評を受けた。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係			
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 臨床経験豊富な企業と連携することで、その企業の専門知識やスキルを活かし、実践的な授業を展開する。鍼灸の分野でニーズに合ったプロフェッショナルを育成することを目的とする。			
(2)実習・演習等における企業等との連携内容 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 実際の臨床に必要な診断方法を学び、鍼灸の分野で需要の高い整形外科的な疾患についてひととおりの治療ができるようになる。それを基礎にして、治療方法の幅を広げ、さまざまな疾患に対して実践的なアプローチを学ぶ。評価は、教員と企業との連携により、はりきゅうの実技到達度を評価する。			
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。			
科 目 名	企 業 連携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
はりきゅう実技ⅠB-1	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の基礎を修得する。	正心堂はり灸院
はりきゅう実技ⅡB-2	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の応用を修得する。	株式会社鍼灸小田原治療室
はりきゅう実技ⅢB-3	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	様々な臨床や社会的ニーズに対応できるはりきゅうの施術をおこなえる能力を身に付ける。	孔鍼閣鍼灸院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

「東洋鍼灸専門学校教員研修規程」に定められている。鍼灸の臨床、教育と関わる企業等との連携により、より実践に即した鍼灸実技の技能の修得と関連する知識の修得、業界のニーズにあった臨床家を養成するに適した指導力の開発・向上を図るための校内・校外研修・研究を実施する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 第72回全日本鍼灸学会学術大会 連携企業等： 全日本鍼灸学会

期間： 2023年6月8日～10日 対象： 専任教員

内容 鍼灸学の次代展望－ 経験から学び、持続可能なエビデンスをつむぐ－

研修名： 第18回日本鍼灸師会全国大会 連携企業等： 日本鍼灸師会

期間： 2023年10月21日～22日 対象： 専任教員

内容 わが街、はり・きゅうのある暮らし

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 第46回教員研修会 連携企業等： (公社)東洋療法学校協会

期間： 2023年8月24日～25日 対象： 専任教員

内容 Well-being 実現に繋がる多職種・他業種・地域連携

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 第73回全日本鍼灸学会学術大会 連携企業等： 全日本鍼灸学会

期間： 2024年5月24日～26日 対象： 専任教員

内容 つながり いかす 鍼灸

研修名： 第19回日本鍼灸師会全国大会 連携企業等： 日本鍼灸師会

期間： 2024年10月26日～27日 対象： 専任教員

内容 原点回帰～未来に伝えたい鍼灸の技術(わざ)～

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 第47回教員研修会 連携企業等： (公社)東洋療法学校協会

期間： 2024年8月8日～9日 対象： 専任教員

内容 東洋の思想や医学から学ぶ

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用する。自己評価及び学校関係者評価の結果は公表する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

- 特に卒業生は臨床の場を求めている。卒後研修での臨床の場を強化する(在学生についても同様に)。
- 国家試験対策がしっかりできている。今後も全員合格を目指し学生をフォローされたい。
- 少子化のため、入学希望者が減少している学校が多い、多様性・包摂性を重視する社会の中で、入学生の確保に努められたい。
- 就職活動に企業を参画させる。卒業後その協力企業に就職する機会が提供される、という取り組みの紹介があった。
- 東京都保健医療局による養成施設に対する指導調査(令和6年7月19日)の実施結果、文書による報告を求める事項は見受けられなかった。今後も引き続き、養成施設の適正な運営に努められたい。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所 属	任期	種別
高田 常雄	公益社団法人東京都鍼灸師会 名誉会長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	業界団体
日笠 敏美	卒業生(鍼灸あん摩マッサージ指圧科)	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生
松倉 太銳	教育に関し知見を有する者(学校法人理事長)	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	有識者
本間 立明	教育に関し知見を有する者(教育関係出版社社長)	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	有識者
小澤 幸	在学生(鍼灸あん摩マッサージ指圧科 保護者)	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.toyoshinkyu.ac.jp/about/disclosure/>

公表時期: 令和6年6月28日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

現場と差のない教育を企業等に要望すると共に、個人情報の管理には特段の配慮をお願いしている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	東鍼校について、東鍼校の特徴、創立者・歴史
(2)各学科等の教育	東鍼校について、東鍼校の特徴、選べる学科
(3)教職員	東鍼校の特徴、教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	進路サポート、資格取得実績
(5)様々な教育活動・教育環境	東鍼校の特徴、施設紹介
(6)学生の生活支援	学費と給付金
(7)学生納付金・修学支援	学費と給付金
(8)学校の財務	情報公開(財務諸表の公開)
(9)学校評価	情報公開(自己評価報告書・学校関係者評価)
(10)国際連携の状況	在校生の声・活躍する卒業生、在校生・入学生データ
(11)その他	職業実践専門課程に係る学校情報公開

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.toyoshinkyu.ac.jp/>

公表時期: 令和6年5月31日

授業科目等の概要

(医療専門課程 鍼灸科 夜間部) 令和6年度										企業等との連携				
分類			授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		場所	教員	
必修	選択必修	自由選択		講義	演習	実験・実習・実技				校内	校外	専任	兼任	
1	○		自然科学A (人体の構造)	人体の構造について学ぶ。	○		1前	30	2	○		○		○
2	○		自然科学B (健康と栄養)	栄養とは何か、その意義について学ぶ。	○		1後	30	2	○		○		○
3	○		自然科学C (人体の機能)	人体の機能について学ぶ。	○		1通	20	1	○		○		○
4	○		自然科学D (保健体育)	身体の仕組みを総合的に理解して、運動、食生活、生活習慣病などから健康の成り立ちを学習する。	○		1通	30	2	○		○		○
5	○		社会科学 (心理・倫理)	人間の心という主観の世界を臨床心理学を通して学習する。	○		1前	30	2	○		○		○
6	○		人文科学I (外国語)	医療面接において患者と英語で対応できるように学習する。	○		1後	20	1	○		○		○
7	○		自然科学E (薬理学基礎)	漢方医学の基本的知識、、代表的な漢方剤の適応、使用目標などを理解する。	○		2前	40	2	○		○		○
8	○		人文科学II (古典)	東洋医学を学ぶ上で必要な中国の歴史・文化、諸思想を学習する。	○		2後	40	2	○		○		○
9	○		解剖学I	人体の構造と機能を理解するために組織、骨、筋などを学習する。	○		1通	80	4	○		○		○
10	○		解剖学II	人体の構造と機能を理解するために内臓系、神経系、感覚器官などを学習する。	○		1通	80	4	○		○		○
11	○		生理学A	人体の構造と機能を理解するために生物が示す生命現象の機序を学習する。	○		1通	80	4	○		○		○
12	○		生理学B	人体の構造と機能を理解するために生物が示す生命現象の機序を学習する。	○		1通	80	4	○		○		○

13	○		病理学概論	疾病（病気）を理解するために病因や病変などを学習する。	2 前	40	2	○			○	○	
14	○		臨床医学総論	病態把握において必要な診察法・検査法を学習する。	2 後	60	3	○			○	○	
15	○		臨床医学各論A	諸疾患について、成因、病態生理、症状などを学習する。	2 通	80	4	○			○	○	
16	○		臨床医学各論B	諸疾患について、成因、病態生理、症状などを学習する。	2 前	40	2	○			○	○	
17	○		リハビリテーション医学	諸疾患におけるリハビリテーションを学習する。	3 通	60	3	○			○	○	
18	○		衛生学・公衆衛生学	健康に影響を与えるさまざまな要因をふまえ、健康の保持（維持）・増進の方法を学習する。	3 前	30	1	○			○	○	
19	○		医療概論	日本・中国・西洋の医学の歴史と鍼灸医学の歴史について学習する。	1 前	40	2	○			○	○	
20	○		関係法規	はき師関係法規に関する臨床家として必要な知識の総合復習を行う。	3 通	20	1	○			○	○	
21	○		はりきゅう理論	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、理論を学習する。	2 前	40	2	○			○	○	
22	○		東洋医学概論I	東洋医学の基礎理論、東洋医学の人体の考え方、疾病観、診断、治療の基礎的な知識を学ぶ。	1 通	80	4	○			○	○	
23	○		経絡経穴概論I	鍼灸の基本である経絡経穴の概要と十四経絡をすべて学ぶ。	1 通	80	4	○			○	○	
24	○		経絡経穴概論II	経絡経穴の概要について理解を深め、正しく取穴できるようにする。	2 前	40	2	○			○	○	
25	○		東洋医学臨床論II	西洋医学と東洋医学の両面から、病証の診断法、鑑別法、治療法を学習する。鍼灸治療の適否の判断ができるように学習する。	2 後	40	2	○			○	○	
26	○		東洋医学臨床論III	西洋医学と東洋医学の両面から、病証の診断法、鑑別法、治療法を学習する。	3 通	80	4	○			○	○	
27	○		臨床はき学I	人体の構造と機能を学習しながら、経絡経穴概論と東洋医学を結び付けられるようにする。	1 後	40	2	○			○	○	

28	○		臨床はき学Ⅱ-A	東洋医学的診察・診断法、治療法、養生法についての基礎知識を学ぶ。経絡経穴の基礎知識・取穴について学ぶ。	2 後	40	2	○			○		○	
29	○		臨床はき学Ⅱ-B	経絡や経穴を用いた診断法について、知識を身に付けることを目的とする。 疾病の成り立ちの基礎知識を身に付ける。	2 後	40	2	○			○		○	
30	○		臨床はき学Ⅲ	生体現象や反応を種々の指標を用いて観察する（生体観察）とともに、疾病の成り立ちの知識を身に付けることを目的とする。	3 通	60	3	○		△	○		○	
31	○		地域理療学・理療経営学	医療・福祉・社会の現状と課題を理解し、その状況の中で、はき師として社会に貢献するためにはいかにあるべきかを考える。	3 後	40	2	○			○		○	
32	○		はりきゅう実技ⅠB-1	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の基礎を学習する。	1 通	80	2			○	○	○	○	○
33	○		はりきゅう実技ⅠB-2	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の基礎を学習する。	1 通	80	2			○	○		○	
34	○		はりきゅう実技ⅠB-3	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の基礎を学習する。	1 通	80	2			○	○		○	
35	○		はりきゅう実技ⅡB-1	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の応用を修得する。	2 通	60	2			○	○		○	
36	○		はりきゅう実技ⅡB-2	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の応用を修得する。	2 前	40	1			○	○	○	○	○
37	○		はりきゅう実技ⅡB-3	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の応用を修得する。	2 後	30	1			○	○	○	○	
38	○		はりきゅう実技ⅡB-4	適切なはり・きゅうの施術をおこなえる能力を身に付けるために、はり術、きゅう術の応用を修得する。	2 通	80	2			○	○	○	○	
39	○		はりきゅう実技ⅢB-1	様々な臨床や社会的ニーズに対応できるはりきゅうの施術をおこなえる能力を身に付ける。	3 前	30	1			○	○		○	
40	○		はりきゅう実技ⅢB-2	様々な臨床や社会的ニーズに対応できるはりきゅうの施術をおこなえる能力を身に付ける。	3 通	80	2			○	○	○	○	
41	○		はりきゅう実技ⅢB-3	様々な臨床や社会的ニーズに対応できるはりきゅうの施術をおこなえる能力を身に付ける。	3 通	80	2			○	○		○	○
42	○		はりきゅう実技ⅢB-4	様々な臨床や社会的ニーズに対応できるはりきゅうの施術をおこなえる能力を身に付ける。	3 通	80	2			○	○	○	○	

43	○		臨床実習Ⅱ	患者への施術を通じて、臨床に関する知識や技能を身につける。治療家としての心構えと態度、知識と技能を修得する。また、より良い施術を行うためのコミュニケーションについて学ぶ。	2 通	90	2			○	○	○		
44	○		臨床実習Ⅲ	医療専門課程の総合復習として、人体構造と生理機能の理解を再確認するとともに、はき師に必要とされる知識と能力の向上を図る。 具体的には、筋、骨、神経などの解剖生理学を踏まえ、臨床において問われることの多い疾患への知識と対応力を身につける。	3 通	90	2			○	○	○	○	
45	○		総合応用A	人体の構造や機能に関する臨床に必要な知識の総合復習を行う。	3 通	50	2	○			○	○		
46	○		総合応用B	東洋医学系教科における臨床に必要な知識の総合復習を行う。	3 通	80	4	○			○	○		
47	○		総合応用C	臨床医学系教科における臨床に必要な知識の総合復習を行う。	3 後	40	2	○			○	○		
48	○		鍼灸学総合実技	医療としての手技に必要な各種鍼灸療法を学び、臨床上よく遭遇する症状に対して応用方法を学習する。	3 通	80	2			○	○	○	○	
合計					48	科目				110	単位	(2,660単位時間)		

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件： 全ての必修の単位を取得したものについて卒業を認める。	1学年の学期区分	2期
履修方法： 各学年に定められた科目を履修する。	1学期の授業期間	40週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。